

## 新商品・新役務を市が認定する 堺市ベンチャー調達認定制度を実施します

堺市では、事業者の初期需要創出及び信頼性向上による販路開拓を支援することを目的とした「堺市ベンチャー調達認定制度」を実施します。新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定することにより、当該新商品等の随意契約による調達が可能となります。

認定後は市ホームページで事業者名、新商品等の名称及び内容等を公表し、市による調達に努めます。

**※必ずしも認定した新商品等を市が購入するものではありません。**

- 1 対象となる新商品等（以下の要件を全て満たすものが対象）
  - ①申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
  - ②既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
  - ③市場性が見込まれる商品又は役務であること
  - ④市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
  - ⑤関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること※ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。
- 2 対象者（以下の要件を全て満たす方が対象）
  - ①中小企業基本法第2条第1項に該当し、堺市内に事業所を有する（個人の場合は市内に住所を有する）者
  - ②市税の滞納がない者
  - ③堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者

### 3 受付期間

令和3年6月21日（月）～令和3年8月16日（月） ※8月16日（月）消印分有効

### 4 申請方法

詳細は堺市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/tyoutatsu.html>



問 い 合 わ せ 先	担 当 課：産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課 電 話：072-228-7534 ファックス：072-228-8816
----------------------------	--